【別添２】

**浴　槽　等　詳　細**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 浴槽名称 | 浴槽水に使用する水 | 浴槽水の種類 | ろ過器の有無 | 気泡発生の有無 | オーバーフロー回収槽の有無 | 循環配管及び浴槽水の消毒方法 |
|  |  | 上水  地下水  温泉  その他(　　　 ) | 毎日完全換水浴槽水  連日使用型循環浴槽水  　（換水頻度：　 回/ 　日）  その他(　　　　　　 ) | 有  無 | 有  無 | 有  無 | 塩素系薬剤  その他  (　　　　　　) |
|  |  | 上水  地下水  温泉  その他(　　　 ) | 毎日完全換水浴槽水  連日使用型循環浴槽水  　（換水頻度：　 回/　 日）  その他(　　　　　　 ) | 有  無 | 有  無 | 有  無 | 塩素系薬剤  その他  (　　　　　　) |
|  |  | 上水  地下水  温泉  その他(　　　) | 毎日完全換水浴槽水  連日使用型循環浴槽水  　（換水頻度：　 回/　 日）  その他(　　　　　　 ) | 有  無 | 有  無 | 有  無 | 塩素系薬剤  その他  (　　　　　　) |
|  |  | 上水  地下水  温泉  その他(　　　 ) | 毎日完全換水浴槽水  連日使用型循環浴槽水  　（換水頻度：　 回/　 日）  その他(　　　　　　 ) | 有  無 | 有  無 | 有  無 | 塩素系薬剤  その他  (　　　　　　) |
|  |  | 上水  地下水  温泉  その他(　　　) | 毎日完全換水浴槽水  連日使用型循環浴槽水  　（換水頻度：　 回/　 日）  その他(　　　　　　 ) | 有  無 | 有  無 | 有  無 | 塩素系薬剤  その他  (　　　　　　) |
|  |  | 上水  地下水  温泉  その他(　　　) | 毎日完全換水浴槽水  連日使用型循環浴槽水  　（換水頻度：　 回/　 日）  その他(　　　　　　 ) | 有  無 | 有  無 | 有  無 | 塩素系薬剤  その他  (　　　　　　) |
|  |  | 上水  地下水  温泉  その他(　　　) | 毎日完全換水浴槽水  連日使用型循環浴槽水  　（換水頻度：　 回/　 日）  その他(　　　　　　 ) | 有  無 | 有  無 | 有  無 | 塩素系薬剤  その他  (　　　　　　) |
|  |  | 上水  地下水  温泉  その他(　　　) | 毎日完全換水浴槽水  連日使用型循環浴槽水  　（換水頻度：　 回/　 日）  その他(　　　　　　 ) | 有  無 | 有  無 | 有  無 | 塩素系薬剤  その他  (　　　　　　) |
|  |  | 上水  地下水  温泉  その他(　　　) | 毎日完全換水浴槽水  連日使用型循環浴槽水  　（換水頻度：　 回/　 日）  その他(　　　　　　 ) | 有  無 | 有  無 | 有  無 | 塩素系薬剤  その他  (　　　　　　) |
|  |  | 上水  地下水  温泉  その他(　　　) | 毎日完全換水浴槽水  連日使用型循環浴槽水  　（換水頻度：　 回/　 日）  その他(　　　　　　 ) | 有  無 | 有  無 | 有  無 | 塩素系薬剤  その他  (　　　　　　) |

備考：

１　配管系統が同じ浴槽の場合、「No. 」は枝番を付してください。（例：「１－１」、「１－２」）

２　浴槽における原水又は原湯は、循環配管（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管）に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造

であること。

　３　ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は１時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、そのろ過器のろ材は十分な逆洗浄が行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設置すること。

　４　ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、浴槽の底部に近い部分で循環している浴槽水が補給される措置が講じられていること。

　５　気泡発生装置等を設置している場合にあっては、連日使用型循環浴槽水（２４時間以上完全換水しないで循環ろ過している浴槽水）を使用しないこと。

また、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

　６　内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に交じることのない構造であること。

　７　ろ過器を設置する場合、浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

　８　オーバーフロー回収槽（以下、回収槽）の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合には、回収槽は地下埋没を避け、かつ、清掃が容易に行える位置又は構造とするとともに、別途、回収槽の水が消毒できる設備が備えられていること。

　９　打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。